

高槻市告示第 131 号

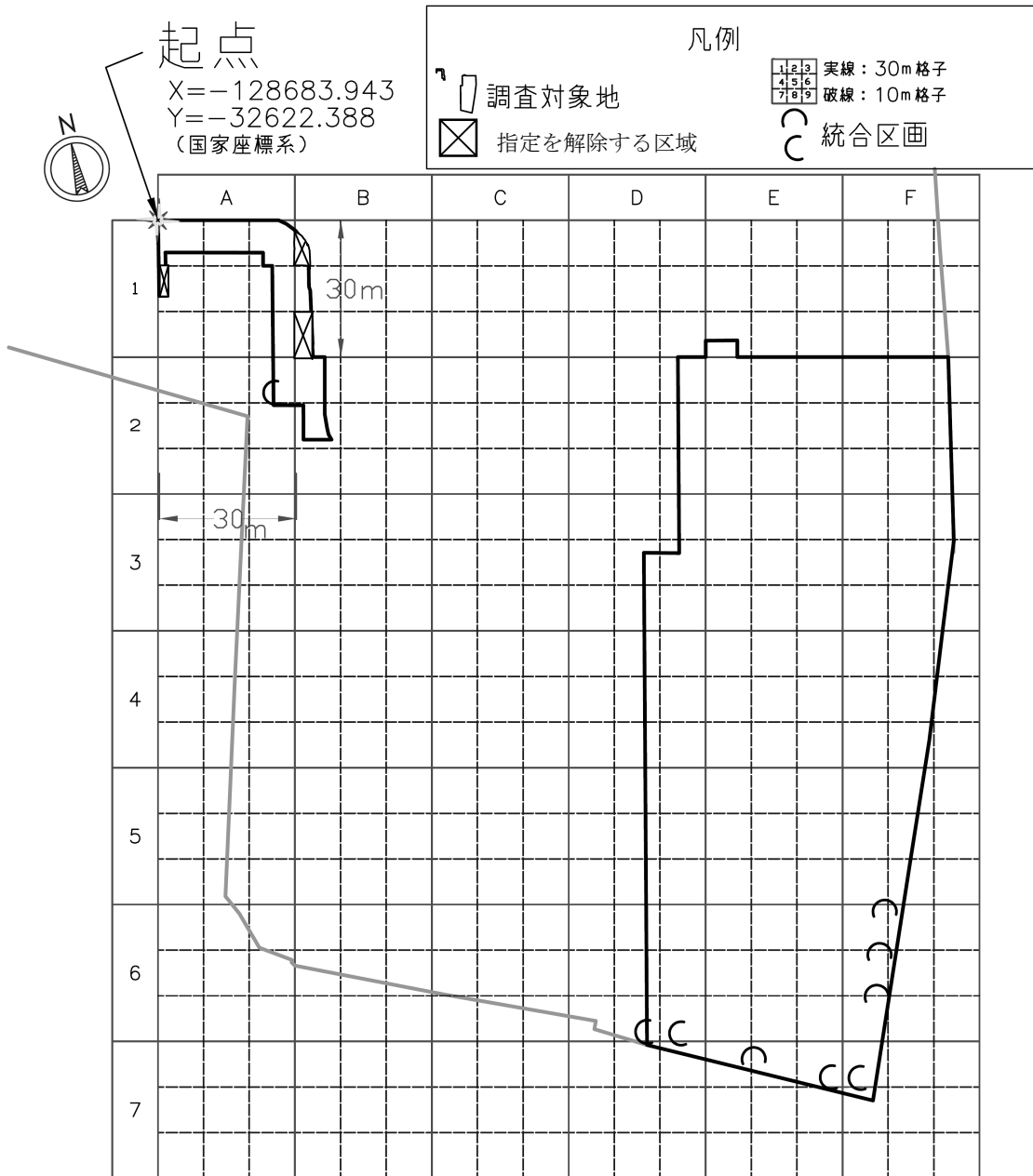
土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定解除について

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 2 項の規定により、平成 27 年高槻市告示第 570 号により指定した形質変更時要届出区域について、指定を解除する。

平成 30 年 3 月 23 日

高槻市長 濱田 剛史

- 1 指定を解除する区域
高槻市前島三丁目 256 番の一部（別図の通り）
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号）第 31 条第 1 項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
砒素及びその化合物
- 3 講じられた汚染の除去等の措置
土壤汚染の除去（掘削除去）



別図 指定を解除する区域